



凡 例	
---	行政区域
---	都市計画区域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域
---	市街化調整区域
■	防火地域
■	準防火地域
■	高度地区
---	都市計画道路
---	都市公園
■	緑地
■	汚物処理場
■	ゴミ処理場
---	都市計画河川
■	土地区画整理事業区域
■	市街地開発事業
■	地区計画
■	地区計画地区

高度地区の種類	用途地域	建築物の高さの制限
第1種高度地区	第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域 近隣商業地域(容積率20%)	12m
第2種高度地区	第一種中高層住居専用地域 (容積率と高さ制限を設ける部分) 第一種住居地域 (容積率と高さ制限を設ける部分) 近隣商業地域(容積率30%) 商業地域	15m
第3種高度地区	第一種住居地域 (容積率と高さ制限を設ける部分) 近隣商業地域(容積率30%) 商業地域 準工業地域(準防火指定なし)	20m
第4種高度地区	準工業地域(準防火指定なし) 工業地域 工業専用地域	20m 31m 31m
準工業地域	工業専用地域内の工業系建築物以外の建築物について適用する。	

標高は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第1種標高。  
平面直角座標は、世界測地系による。  
投影は横メルカトル投影。  
図面に示してある数値はメートル単位。  
方格は、5メートル間隔。  
高さの基準は東京湾の平均海面。  
等高線の間隔は3メートル。

平成12年測量  
平成17年修正  
平成22年修正  
平成27年修正  
令和2年修正

1. 令和2年1月撮影空中写真  
令和2年9月現地調査  
2. この測量成果は、平塚市長の承認を得て平塚市都市計画基本図をもとに作成したものである。

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平17開公 第71号  
この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平22開公 第124号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平27開公 第186号  
この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号)令2開公 第577号